

○ 巡査長に関する規則（昭和四十二年国家公安委員会規則第三号）

<p>改 正 後</p>	<p>（巡査長に充てる巡査）</p> <p>第四条 巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であつて、次の各号のいずれかに該当するものから選考して充てるものとする。</p> <p>一 勤務年数が六年（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者にあつては二年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては四年）に達しており、かつ、指導力を有する者</p> <p>二 「略」</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（巡査長に充てる巡査）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>一 勤務年数が六年（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者にあつては二年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者）にあつては四年）に達しており、かつ、指導力を有する者</p> <p>二 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）

改正後	改正前
<p>（試験事務の義務等） 第十九条 「略」</p> <p>2 遊技機試験又は型式試験は、次のいずれかに該当する者に行わせなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、機械工学、電気工学、電子工学、通信工学又は情報工学に関する学科を専攻して卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）</p> <p>三 「略」</p>	<p>（試験事務の義務等） 第十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、機械工学、電気工学、電子工学、通信工学又は情報工学に関する学科を専攻して卒業した者</p> <p>三 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	